

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公開番号】特開2019-194191(P2019-194191A)
 【公開日】令和1年11月7日(2019.11.7)
 【年通号数】公開・登録公報2019-045
 【出願番号】特願2019-103598(P2019-103598)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/5375 (2006.01)
 A 6 1 P 25/24 (2006.01)
 A 6 1 P 13/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/20 (2006.01)
 A 6 1 P 25/32 (2006.01)
 C 0 7 D 265/30 (2006.01)
 C 0 7 C 305/06 (2006.01)
 C 0 7 B 61/00 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/5375
 A 6 1 P 25/24
 A 6 1 P 13/00
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 25/20
 A 6 1 P 25/32
 C 0 7 D 265/30
 C 0 7 C 305/06
 C 0 7 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月25日(2019.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピロキサジン又はその薬学的に許容される塩のみを有効成分とし、ピロキサジン又はその薬学的に許容される塩から本質的になり、予測されるヒトの1日投与量当たり1.5 μg未満の任意の遺伝毒性不純物を含む、組成物。

【請求項2】

約2.5 ppm未満のエピクロロヒドリンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

約2.5 ppm未満の1-(2-エトキシフェノキシ)-2,3-エポキシプロパンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

約5 ppm未満の硫酸水素2-アミノエチルを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

硫酸水素2-アミノエチルのエステルを含まない、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

ピロキサジン又はその薬学的に許容される塩のみを有効成分とし、ピロキサジン又はその薬学的に許容される塩から本質的になり、エピクロロヒドリン、1-(2-エトキシフェノキシ)-2,3-エポキシプロパン、及び硫酸水素2-アミノエチルを含む、組成物

。